

《書評》

三好義之助著『フランスの保険事業』

(千倉書房・1996年4月)

杉 江 雅 彦

- I はじめに
- II 三好義之助氏の研究テーマとその展開
- III 本書の構成と内容の検討
- IV 結語

I はじめに

本稿は、商学部教授・三好義之助氏の『フランスの保険事業』の書評である。

とはいっても、すでに『同志社商学』第48巻第2号(1996年9月)誌上において、保険論の専門家である谷山新良氏(大阪府立大学名誉教授)による詳細な書評があり、保険論の領域にはまったくといってよいほど無知である評者が、ここで「屋上屋を重ねる」愚は避けた方がよいとも考えられる。

しかしながら、本書の中で取り上げられている、フランス保険事業の国有化(主として第10章)、あるいは、フランスにおける生命保険事業の生成と発展に多大の影響を与えたトンチン年金(主として第3章)については、評者も夙に強い関心を持ち続けてきたテーマであり(とくに前者については、1987年に『同志社商学』第39巻第2・3号に掲載された同氏の論文において、その内容を読んではいったが)、今回、本書が出版されたのを契機に、改めてこれらの分野についての未知の知識を得ることができた。そこで、専門外であることは十分承知しながらも、あえて本書についての書評を試みることにしたのである。

また、三好氏と評者とは奇しくも同年に同志社に入社しており、いうならば「同期生」である誼みもあって、30年以上にわたって親しくつき合ってきた。したが

って、同氏がおつぱらフランスの保険事業を研究してこられたことも知る立場にあり、また商学部の専門科目である「仏書講読」を、同氏と評者として交替に担当してきたため、フランス語の専門書について意見を交換してきた間柄でもある。

このような関係にある三好氏が、これまでの積年の研究成果を本書のような形で世に問われたのであるから、これは私的な関係であるけれども、評者が本書の書評を書くにいたった動機の一端であることは間違いない。

II 三好義之助氏の研究テーマとその展開

三好氏は大学学部時代の2年間、フランス語を専攻された。したがって、同氏がフランス語に堪能なのは当然である。また、同志社大学に奉職された後、1969年9月から2年間にわたり、フランス政府の給費留学生としてパリ大学で学ぶ機会を得たことも、同氏のフランス語能力の高い水準を示す証拠といえるであろう。

したがって、保険論を専攻された三好氏が、フランスの保険事業を一生かけて打ち込むべき研究テーマにえらばれたのは、きわめて自然な成り行きであったであろうと、評者には察せられる。それだけに同氏は、ひたすらフランス語文献を幅広く、丹念に読み、それを中心に、フランスの保険事業に関する研究を続けてこられたのである。

三好氏が同志社大学助手として商学部に来られてから、フランスに留学されるまでの、わずか3年間に、合計7篇の論文を『同志社商学』、『保険学雑誌』（日本保険学会）、『損害保険研究』（損害保険事業研究所）などに、精力的に寄稿している。このうちの3篇が、本書にも、修正されたり加筆されたりして集録されているが、いずれもフランスにおける保険事業の生成と発展に関するものである。

フランスにおける保険事業は、英国と同様、海外保険からはじまり、これに火災保険が加わって、さらにトンチン年金で有名な生命保険も誕生するという順序で展開したが、三好氏はこれら海上・火災・生命の保険三事業の生成と発展について、もつぱらフランス語の原典に依拠して叙述している。その克明な分析と簡潔で適確な展開は、同氏が歴史研究者としても一家を成し得る素質を持っていることを示すものである（1969年4月に専任講師に昇任）。

もともと、フランス留学直前に発表された「フランスにおける保険会社の国有化」【損害保険研究】第31巻第3号(本書第10章に「保険企業の国有化」として採録されている)は、第2次世界大戦終了後にフランスで行われた保険事業の国有化について論じたもので、同氏がフランスに留学するにあたって、当時のフランスにおける保険事業の現況を知るために行った、恐らく同氏がフランス保険事業の「現代」に関する最初の論文であった(これについての紹介は後にややくわしく触れたい)。

三好氏は、フランスから帰国後、助教授に昇進しているが、それは、留学中に『同志社商学』に送稿した論文1編を含めて、共著書1冊と論文6編の研究成果が評価されたものである。その後も、同氏のフランス保険事業の史的研究が続くが、その間に、徐々に現代のフランス保険事業の研究にも関心が向けられていく。

歴史的研究が一段落すると、そのつぎには現代に目が向くのは、保険学者ならずとも多くの研究者に共通していると思われるが、三好氏の場合、助教授時代の6年間に発表された共著書2冊、論文4編のうち、フランス保険事業の史的研究はわずか2編にすぎず、これをみても、同氏の研究対象が着実に現代のそれへと移っていきることがわかる。

1978年4月に教授に昇任してからは、この傾向はさらに顕著となり、1996年刊行の本書に到達するまでに発表された9編の論文の大部分が、現代のフランスにおける保険事業を多面的に論じたものである。たとえば、フランスの航空保険に関する2編の論文は、本書には採録されていないが、三好氏が同志社大学に赴任して以来の上司にあたる、故吉川貫二教授の定年退職を記念して執筆されたものであり、それ以外にも、フランスの保険監査法・監督機関や保険事業の経営形態、さらにはリスクマネジメントの動向など、同氏の研究対象は多岐にわたって現在にいたっている。

これら、三好氏が30年以上にわたって研究してこられた研究成果の中から、同氏自身が取捨選択した既発表論文を推敲、加筆された成果が、本書すなわち『フランスの保険事業』である。

Ⅲ 本書の構成と内容の検討

したがって、三好氏自身が本書の序でも述べているように、「本書はフランスの保険事業に関するすべてを網羅したものではなく、現在までの研究成果をできるだけ体系的に整理したものであるため、かならずしもフランスの保険事業に関する総合的で完成度の高い書物とはいえない面がある。

しかし、すくなくとも第Ⅰ部「フランス保険事業の発展」と題された、フランス保険事業の史的研究についていえば、フランス保険事業史の第Ⅰ級の書物ともいってよいと思われる。もちろん、だからといって、第Ⅱ部「フランス保険事業の構造」が劣っているというわけではないが、現代におけるフランス保険事業を多面的かつ総合的に論じるためには、本書がふれていないいくつかの側面を埋める必要があるだろう。

本稿の冒頭でも述べた通り、評者は保険論の分野にはほとんど門外漢であるため、本書の全般にわたる紹介や批評を試みることに謙虚でなければならない。また本書の内容の詳細な紹介については、すでに谷山新良氏による書評が発表されているので、ここでは、評者が関心を寄せている問題だけを摘出して、その内容の紹介と若干の検討を試みることにしたい。

1. トンチン年金と生命保険事業の関係

まず第Ⅰ部からは、フランスにおける生命保険事業の生成と発展とに大きな影響を与えたとされる、トンチン年金について取り上げる。これは本書では、第Ⅰ章第3節ならびに第3章第2節および第3節で展開されている。

トンチン年金というのは、17世紀後半に財政危機に見舞われたフランスで考案された一種の公債組織である。トンチンの加入者である公債購入者に対して利子が支払われるという点では、他の公債と軌を一にしているが、トンチンの特徴は、トンチン加入者に対する利子の支払い額が、加入者の中に死亡者が出てくるときに、残りの加入者に対する配分額が大きくなる、という点にあった。したがって、長寿者ほど利子の受け取り額が増大するというメリットがあった。

もちろん、トンチン加入者のすべてが死亡することにより、政府は利子の支払いを停止し、しかも公債の償還を行わなかったから、政府はトンチン加入者から払い込まれた巨額の資金を自由に運用して、莫大な利益をあげることができたのである。

この、天才的ともいえるアイデアを開発したのは、ロレンツォ・トンチというイタリア系の人物であるが、彼の提案が政府によって採用されたのは、当時のフランス政府がフロンドの乱と呼ばれた貴族の反抗にはじまる内乱により、極度の財政危機に陥っており、財政再建につながるアイデアにはとびつかざるをえない状況に置かれていたためである。しかし、トンチの提案は彼の生存中には実現せず、彼の死後1689年になって、漸く国営のトンチン年金が発足したのである。

しかし、この国営トンチン年金は結局、100年間続いたのち、一切の国営トンチンは廃止され、1770年以降は加入者の受け取り額が上昇しない終身年金にとって替わられたのである。それというのも、トンチの最初の提案に対して国会が承認を与えなかった最大の理由は、トンチンは科学的な根拠に基づいてつくられた死亡表を基礎としたものではなく、もっぱら過去の経験によって立てられた計画にすぎないというものであったからである。またトンチン年金が、加入者にできるだけ長生きをして多額の利子を受け取ろうとする、もっぱら射倖心を刺激する投機的な性格の濃いものであったことも、世間から批判された一因であったものと思われる。

フランスにおける最初の生命保険事業は、1787年に火災保険会社の *Royale-Incendie* に対して、兼営事業として認められたものである。フランスにおいては、それまでも、しばしば年金保険会社の設立が計画されていたにもかかわらず、1787年にいたるまでそれが実現しなかったのは、三好氏によれば、「生命保険の経営に不可欠な統計的、数理的基礎に基づく死亡率の研究が未完成であったため」(本書54ページ)であった。もちろんそこには、フランスにおいては人命を価格として見積もること自体が、人間の尊厳性の面から容認できないとする考え方が、前提として存在していたからでもあった。

ところが、いったん生命保険事業が認められると、*Royale-Incendie* をはじめ、その後新たに設立された生命保険会社も、生命保険事業の中にトンチン制度を取り込もうとした。それというのも、トンチンが「加入者に莫大な利益をもたらすこと

によって、各人の利己心を巧みに利用したものであった」(本書 59 ページ) から、生命保険会社としてはトンチン部門を兼営することによって、経営上のメリットを得ようとしたためである。

このように、トンチン年金はフランスの生命保険事業がはじめられた当初から、加入者はもちろん生命保険会社にとっても、魅力ある制度と考えられていたため、トンチン年金は生命保険事業の発展にも、多大の影響を与えることができたのである。

しかし、このトンチン年金が、「本質的には人間の射倖に対する情熱を満足させた、危険な投機の変種であり、純粹の偶然から生ずる、一種の富籤であった」(本書 59 ページ) と断ずる三好氏の指摘は、それを生命保険という観点からみれば、そのようにいえるのかも知れない。しかし、トンチン年金自身に対する評価としては、すこしくびしすぎるのではないかという気がする。

すでに述べた通り、トンチン年金は財政危機を克服するためにフランス政府が採用した、苦肉の策であったといえる。富籤という仕組みは現代においても、財政資金獲得の手段として各国の政府や地方公共体によって採用されている。したがって、トンチンを財政政策あるいは公債政策の立場からみるならば、かならずしも非難、指弾するのは当たらないというのが、評者の考え方であるが、これを生命保険事業の一種とみるならば、三好氏が指摘するように「投機の変種」として映ることになるであろう。

その意味では、フランスにおけるトンチン年金と生命保険の発生時期がほぼ同時代であったことが、トンチンに対する評価を歪んだものにしたとも考えられるのである。

2. 保険事業の国有化問題

つぎに、第Ⅱ部第 10 章の保険事業の国有化を取り上げて紹介し、若干の検討を加えたいと思う。

フランスの保険事業は第 2 次世界大戦終了後の 1946 年に、基幹産業の国有化政策の一環として、主要保険会社の国有化が行われた。これは、三好氏も指摘している通り、「政治的かつ思想的色彩の極めて強いもの」(本書 259 ページ) であった。

それというのも、フランスは第2次世界大戦中のかなりの期間を、ドイツ軍に占領されており、ヴィシー政権という親独政権は存在していたが、その一方で、工場労働者や農民による徹底したレジスタンス運動が、フランス全土で展開された。したがって、戦争終了後に労働者や農民によって圧倒的に支持された政党、つまり共産党や社会党が政権を獲得し、あるいは政権に強い影響力をもったのも当然であった。これらの社会主義政党は、基本的には生産手段の国有化をその綱領に掲げており、それが、1945年から46年にかけての、広範囲にわたる国有化となって現れたのである。

社会主義を標榜する政党が政権を握ると、国有化政策を採用するのは、何もフランスに限ったことではなく、英国やイタリアにおいてもみられたところである。しかし、フランスにおける保険事業の国有化は、フランスの他の産業の国有化とは若干その色彩が異なっていたことを、三好氏はつぎのように指摘している。

すなわち、「フランスにおける保険事業の国有化 (nationalisation) は、国営化 (étatisation) とは全く異なり、……一部の民間保険会社 (34社) の全株式を国家に移譲することによって実現された。国有保険会社の運営は、……従来の管理方式たる公社もしくは混合会社の形態をとらず、……専門家、国家代表、職員および被保険者の代表の四者にその運営を委ねるものである」(本書 260 ページ)。

評者は、国有化と国営化との相違を、前者が公団や公社などの形態により国家が直接に運営するのに対して、後者は株式会社の形態を残しつつ、政府がその支配株主になることにより、やや間接的に規制する点にあると考えてきたが、三好氏によれば、逆に株式会社形態を残したものが国有化であるとされている。

この点についての論議は、別の機会にしなければならないが、フランスの保険事業の国有化が他の産業の国有化、たとえば銀行のそれとは異なり、上位の保険会社だけを「社名と法人格を残したままで」国有化し、他の民間保険会社と競争させるという方式を採用したのは何故なのか、といった疑問に対して三好氏は、「1946年法 (保険事業の国有化法のこと=評者注) の精神は保険会社を国家に移譲することではなくして、その所有および管理を国家権力に移行することであり、実質的には、大保険会社から経済力を取り上げることにあった」(本書 265 ページ) と指摘している。

つまり、保険事業の国有化は、「保険の独占もしくは国営化を目的としたものでなく、保険事業の再編成を行なったもので、保険の社会化の現れと見ることもできよう」（本書 260 ページ）というのが、三好氏のフランス保険事業の国有化に対する見解である。

さらに三好氏は、保険事業の国有化のメリットはほとんど無かったとして、「それは、取りも直さず、国有保険会社が従前の経営形態を保持し、かつ民間保険会社と同一の規則に従い、同一条件に基づき競争的地盤の上に経営させられたからである」（本書 269 ページ）と述べている。それは、同氏が「国有化の目的は、本来、保険の大衆化および公共化であり、被保険大衆の完全な危険保証の実現でなければならない」（本書 269 ページ）と考えているからである。この点についての三好氏の指摘は鋭く、本質に迫っているように思われる。

フランスの保険事業は、40 年間にわたって国有化された揚句、シラク内閣のもとで、1986 年の法律によって民営化されることが決定した。国有企業もしくは国営企業の民営化移行は、ヨーロッパ諸国における政権の保守化傾向の高まり、あるいは財政困難を反映したもので、国有化の場合と同様にフランスだけにみられる現象ではないが、フランスの保険事業の民営化に関する三好氏の叙述は、国有化の過程ないし意義についての分析にくらべると、簡略に扱われている。

フランスの保険事業の民営化が、国有化のときと同様に政治的、思想的色彩の濃いものであるのかどうか、あるいは政府の財政困難からの脱却に重点がおかれたものか、さらには、他の国有企業の民営化と保険事業のそれとでは、どこがどのように異なるかなど、同氏の国有化に関する分析が緻密なものであるだけに、民営化についてもさらにつっこんだ分析がなされるとよかったと思う。この点については、今後に期待したいところである。

IV 結 語

以上は、三好氏の『フランス保険事業』について、第Ⅰ部と第Ⅱ部からそれぞれ 1 章づつ取り上げて紹介し、若干の論評を加えたものである。もっとも、評者の能力の限界から、あるいはすでに本誌上に包括的な書評が掲載されていることを考慮

したため、書評としては目配りの足りない結果に終わってしまった。

しかし、評者が論評した箇所以外でも、三好氏の分析手法はきわめて手堅く、それぞれの事象ないし項目の検討が決して中途半端なものに終わってはいないことが確認された。とはいえ、すでに述べた通り、これは評者ののみが感じた印象かも知れないが、第Ⅱ部よりも第Ⅰ部の方が、三好氏には得意の分野のように思われる。

フランスの保険事業の歴史は、英国のそれに比肩しうる展開内容を持っているし、また生命保険に関しては、評者もふれた通り、トンチン年金という天才的なアイデアとのドッキングによって、フランス独自の生成と発展をみせている。しかし、三好氏のこの分野の研究は、かならずしも完全とはいえ、読みすすんでいく間に、いくつかの未解明の問題に出会うのである。

したがって、未だ日本には紹介されていない文献や資料によって、未解明の部分をも丹念につなぎ合わせる事ができれば、前人未踏の、わが国で最初の総合的なフランス保険事業『生成史』ないし『発展史』となることは間違いあるまい。三好氏のライフワークとして、この分野をさらに深耕することを期待して、本書評の結論としたい。